

「常用点数早見表（病院用）」2016年4月版 正誤及び追補 (2016.4.11 現在)

■印を付したものは、3月14日以降に示された厚労省告示、通知及び事務連絡等による追補です。

頁	訂正箇所	誤	正
8	C002 在宅時医学総合管理料とC002-2 施設入居時等医学総合管理利用の【同月算定不可】欄の最後	…と施設入居時医学総合管理料は同月算定不可	…、施設入居時医学総合管理料、 処置の一部、精神科早期集中支援管理料 は同月算定不可
10	下から11段目、C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料	○在宅持続陽圧呼吸療法材料加算 +100 月1回	○在宅持続陽圧呼吸療法材料加算 +100 3月に3回
10	欄外下から3行目	※2 在宅時医学総合管理料・ 特定 施設入居時等医学総合管理料	※2 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料
14	右下の採取料	鼻腔・咽頭拭い液 6	鼻腔・咽頭拭い液 5
20	上段(A)表の網掛け	脳血管疾患等 リハビリテーション料	脳血管疾患等 リハビリテーション料 (※4)
20	上段(A)表の※1)の②	②状態の改善が期待できない維持期リハビリの場合、月13単位が限度。脳血管疾患等リハ及び運動器リハで入院外の要介護・要支援者の場合…	②状態の改善が期待できない維持期リハビリの場合、月13単位が限度。脳血管疾患等リハ、 廃用症候群リハ 及び運動器リハで入院外の要介護・要支援者の場合…
20	下段(B)表「摂食機能療法の加算点数	経口摂取回復促進加算(届) 1 +200 2 +100	経口摂取回復促進加算(届) 1 +185 2 +20
23	●入院時生活療養<レセ(90)65歳以上	※2 ※市販品の流動食のみを経管栄養法により提供した場合 入院時生活療養(I)=1食898円、2食 1,389 円、3食1,898円 入院時生活療養(II)=1食796円、2食1,194円、3食1,592円	※2 ※市販品の流動食のみを経管栄養法により提供した場合 入院時生活療養(I)=1食898円、2食 1,398 円、3食1,898円 IIの場合は、上記の金額を算定する
31	上から5行目	診察料」を記載	診療科」を記載

■ 最新の正誤表については、保団連 HP(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。

